

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

NPO 法人だれにも音楽祭

全社協版

② 評価調査者研修修了番号

S18087 (第 17-001 号) 第 14-005 号 第 13-011 号 第 17-004 号

③ 施設の情報

名称：熊本乳児院	種別：乳児院	
代表者氏名：甲斐 國英	定員（利用人数）：30名	
所在地：熊本市		
TEL：	ホームページ：kumafukushui.com	
【施設の概要】		
開設年月日昭和 16 年 5 月 1 日(昭和 22 年 12 月 12 日児童福祉法による乳児院として認可)		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人熊本市社会福祉協会		
職員数	常勤職員：42名	非常勤職員 3名
有資格 職員数 (再掲有)	保育士 26 名、看護師 6 名、栄養士 1 名	助産師 1 名
	助産師・保健師 1 名、調理師 1 名	看護師 2 名
	社会福祉士 4 名、精神保健福祉士 1 名	

④ 理念・基本方針

理念⇒RIST (RI＝常に利用者本位で業務に取り組みます。S＝ソフト面、ハード面における質の向上の為に常に自己研鑽に励みます。T＝地域に施設の開放をするほか、職員の持つスキルを還元します。)

基本方針⇒「子どもが権利の主体」「家庭養育優先」。子どもの生命と人権を守り、その健やかな成長と保護者が養育環境を整えられるよう支援することを責務とし、家族再統合を図り、施設整備ではより家庭的な環境で生活できるよう取り組む。

⑤ 施設の特徴的な取組

平成 24 年度から里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進とそのケアに取り組んでいる。平成 27 年度から法人と一体となり生計困難者レスキュー事業に取り組んでいる。平成 29 年度から全国に先駆け産前・産後母子支援事業に取り組んでいる。令和元年 6 月からは病児・病後児保育事業を実施。なお、「乳幼児総合支援センター」化を目指して令和元年度～令和 2

年度にかけて施設の全面建替に取り組んでいる。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年9月1日（契約日） ～ 令和2年3月26日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1 6名5ユニットに建て替え中

熊本乳児院は、隣接する双葉保育園との合築による全面建て替えが行われています。1階が双葉保育園、2階と3階が乳児院で、保育園の子どもたちとの交流や職員間の連携も密になります。2階が養育の場で「できる限り良好な家庭的環境」（5ユニット各6名養育）の中で、集団規則によらない個々のニーズにあった丁寧なケアを心がけ、専門性をもった養育者が24時間を通じて複数で対応できるように、家庭における養育環境と同様の養育環境づくりを目指し建て替え中です。また、フォスタリング機関（包括的な里親支援機関）指定が取得できるように、里親のリクルート、登録、子どもとのマッチング、委託、委託後の支援を実行可能にするために職員の人材育成が図られています。さらに新設建物には、親子で利用できる宿泊施設も2か所設置のほか病児・病後児保育事業用の部屋も二部屋確保されています。

2 「乳幼児総合支援センター」の実現に向け多機能化

平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」が発出され乳児院の機能強化、多機能化、機能転換が求められており、多機能化については、全国に先駆け「産前・産後母子支援事業」を継続実施（平成29年度国のモデル事業）され「病児・病後児保育事業」も2019年6月から実施されています。現在、短期・中期・長期の事業計画に基づき「乳幼児総合支援センター」の実現に向けて、ボランティアの受入、保健所事業と連携して「赤ちゃん教室」、「里親支援機関」としての体制強化、子育て短期支援事業等に取り組んでいます。

3 家庭的な中での育ち

髪の毛の長い子どもには朝の忙しい時間でも、好みの髪型を聞き、可愛く結んであげています。ゴムが外れた子には、面倒がらず結び直し家庭的な対応が行われています。幼児などは、近くのJRの踏切の警報音や、その後通過する白銀や赤色の電車を、窓越しに見て喜んでいます。

「抱っこボランティア」の受け入れは年間約122件あります。

4 晴れた日は毎日散歩

子どもは早起きで、5時には起き出します。9時には散歩に行きます。職員4人に

歩ける子どもが2人ずつ、リヤカー2台に5~6人ずつ、近くの公園に行きます。赤ちゃんには外気浴をさせます。

小規模グループホームは、本部施設近くのマンション2室で行われています。それぞれ4、5名の子どもに養育者2名ずつが付いて、途中公園で遊んだりしながら、仮院舎から20分ほど歩いて通っています。

5 阿蘇にいちご狩りも

院外活動が行われています。時には院長の運転で2~3名が阿蘇に出掛け、「イチゴ狩り」「猿回し劇場」などを体験し、夏には新幹線を利用し鹿児島水族館に一泊旅行に出かけています。近くの「琴平神社」での七五三など節目のお参りや、公園での水遊び・食事などにも少人数で出掛け、楽しい時間を過ごしています。

6 毎月の様子を「すくすく便り」で

毎月保護者に対して、子どもたちの成長や施設内での生活の様子等を知らせる「すくすく便り」の手紙を送っています。便りには身長、体重をはじめ、子どもの成長の変化や乳児院での生活の様子等を、担当職員が直筆で書き、写真も添えられてより分かり易く便りを届けています。

保護者からは、「楽しみにしている」「細かい子どもの成長や変化が分かって嬉しい」等の声や反応が、寄せられています。

7 担当養育性で愛着形成

乳幼児期の精神発達に必要な特定の養育者との愛着形成のため、入所から退所まで「担当養育性」を採り、授乳・食事などの介助、成長の記録など可能な限り担当者が行っています。

30名の乳幼児に対して、25名の看護師・保育士（非常勤を含む）が担当を持っており、誕生日近くに子どもと二人で買い物に出掛け、おもちゃやリュックなど希望のプレゼントを購入し、食事をしながら甘えられ、わがままも聞いてもらえ、特別な日を過ごしています。

8 多種の資格で様々な支援

施設には専門の資格を持つ職員（家庭支援専門員・里親支援専門員・社会福祉士・心理士・看護師・保育士・助産師・栄養士等）が専門性を活かして、さまざまな相談事業や支援を行っています。

里親支援・・・里親の育児指導や里親ボランティアの実習の受け入れ、年1回の「里親研修サロン」を開きカウンセリング、里親同士の交流、グループワーク等里親支援活動が実施されています。

「生計困難者レスキュー事業」・・・借金や生活困難者の悩みや生活課題に関する相談支援の充実に努めています。

「赤ちゃん教室」・・・地域のお母さん達に赤ちゃんの「ミルクの作り方、沐浴方法、病気や怪我の対応方法、愛着について等」専門の看護師、心理士、保育士、栄

養士等職員が担当して教室を開く支援活動が行われています。

「産前産後の母子支援事業」・・・妊娠、出産、育児に伴う母子の相談窓口として、思いがけない妊娠や産後の養育の不安や悩み、金銭面での生活不安等の相談にも応じ自立支援に結び付く支援事業が行われています。

妊娠出産に関する電話相談は令和元年4月～12月迄444件（新規・継続の総計）あり、窓口での相談、アウトリーチによる直接的な支援も年間約10件程度の相談や対応を行っています。

◇改善を求められる点

1 おむつ交換・食事の改善が必要

現在仮院舎で運営され、食卓が狭いためか、食べた後の食器を床の上に置くことが見られました。又、おむつ交換の際には「シートの上で」とマニュアルにありますが、直接畳の上、床の上での交換が行われていました。日常の養育についての具体的な振り返りと、より良い対応についての検討が望まれます。

2 乳児の授乳はマニュアルに沿って

一人ずつ抱いて話しかけながらの授乳を心掛けていますが、夜間帯に授乳が重なった時には、生後6ヶ月の子でも、ベッド上での一人飲みが行われています。「養護マニュアル」では、1ヶ月未満児について、抱いて目を合わせてゆったり飲ませるとあり、工夫が望まれます。

3 定期的な保護者意見の把握など

保護者の意見や満足の向上に向けて（保護者からの意見を定期的に把握する取り組み、意見、苦情内容に応じて解決内容を公表する取り組み、相談や意見は複数の相手を自由に選べる事を説明した文書の作成）の改善が望まれます。

職員の研修と実施に向けての情報共有（子どもたちの安全確保、事故防止の改善方法等、再発防止に向けて継続的な取り組み）の改善が望まれます。

総合的なアセスメントに基づく個別自立支援計画の作成（子どもの特性に応じて、医療、リハビリ、メンタル面等、部門を横断した様々な職種の参加や、協議による総合的な視点での計画の見直しや策定等）の取り組みが期待されます。

4 一人ひとりの職員育成に向けた目標管理

理念・基本方針に基づき「期待する職員像等」を明確にされるとともに、一人ひとりの職員と話し合いをもちながら、個人目標（項目、水準、期限等）の設定を行い、設定した目標に対して面接等で、進捗状況や目標達成等の確認が行われ、今後、職員が将来像を描き実現できるような、目標管理基準の策定や自己研鑽ができる体制への取り組みが期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

改善を求められる点については何れも乳児院のスタンダードとして既に「出来ているはず。」の事柄であった。しかし、評価者による評価は、十分に出来ていないという総評結果であった。まさに、第三者評価を受審する価値は、この指摘にあると考えている。当施設としては指摘された一つ一つを丁寧に分析理解し子どもたちにとって、安心・安全で居心地のよい家庭になるよう改善に取り組みたい。なお、「期待する職員像」については、評価聴き取り時において早速明文化しそれを職員に示し周知を図り日常業務に反映させていることを申し添える。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 23 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・理念を R I S T と揚げ、利用者本位(子どもたちの幸せ)、質の向上(自己研鑽)、地域(サービスの成果を地域還元)とし、常に子どもの視点を忘れずに福祉サービスの向上に努めています。・基本方針は、「保護者の引き取りが可能となる支援」・「できる限り良好な家庭的な環境の整備」・「多様な専門職で構成されるチーム力」を揚げ、職員には、職員会議や研修会等で周知が図られ、又、保護者には、入所時にパンフレットや入所説明資料で説明されています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・全国乳児福祉協議会や九州乳児福祉協議会等に参加し、県内の乳児院や県・市の行政、児童相談所と連携を取りながら、福祉施策の動向や福祉ニーズの把握、データ等の情報収集を行い、情報やデータ等、中・長期計画の中に反映されています。・平成 28 年度の改正児童福祉法の具現化として「新しい社会的養護のビジョン」との関		

連性を踏まえた事業計画の策定を実施されています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が発出され施設の機能強化、多機能強化の実践取り組みとして、入退所にかかる児童の把握、新規事業として「産前・産後母子支援事業」（国のモデル事業）、「病児病後児保育事業」に取り組み、今後フォスタリング機関事業を目指しています。ライフ・ストーリーワーク（生い立ちの整理）への取り組み全職員の理念の統一等、専門性獲得のため研修会参加と研修内容を強化され、人材確保、人材育成に努めています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・現在熊本乳児院は、双葉保育園との合築による全面建て替え工事中で、2020年度完成予定となっています。短期・中期・長期の事業計画に基づいて「乳幼児総合支援センター」の実現を目指して実践を進められています。中・長期計画は、機能強化及び多機能化への具体的な取り組みが示されています。今後専門的ケアが「乳幼児総合支援センター（乳児院）」で対応可能となる専門職の人材確保、1ユニットと養育人数と職員数、1ユニットを一時保護専用施設そして、措置児童数の推移とのバランスを考慮しながら別の養育環境として分園型小規模グループケアや隣接賃貸マンション2カ所、現在の仮設舎屋等具体的な計画が掲げられています。</p> <p>・相談支援のスキル向上のため他職種、他機関との連携も示され、中・長期計画は、必要に応じて見直しが行われています。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>・「乳幼児総合支援センター」構想の実現のため全面建て替えが実施され「できる限り良好な家庭環境」の整備や運営基本方針、養育環境、フォスタリング機関公募、各種委員会活動（地域交流、医療、公報、給食、保育、感染、研修、防災）、養育計画等の事業内容が具体的に計画されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		

6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、3月役員会で計画の評価・見直し・意見を集約して策定が行われています。事業計画の職員への周知は、職員会議、ケース会議、研修会やラインで配信して理解を得られています。 ・今後、事業計画の策定にあたり、職員の参画や意見集約が組織的に実施される事が望まれます。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保護者会」の設置は施設の性質上難しく、保護者への説明は、入所時にパンフレットや入所資料により説明を行い、面会時に周知するように努めておられます。 又、面会室に単年度計画(事業計画と収支計画)の冊子や広報誌等を配置し、いつでも閲覧できる工夫をし、毎月「すくすく便り」と「熊乳一す」を配布や郵送し、行事案内等、保護者と相互理解に努めています。 		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育の目的を明確化し、発育、発達段階を考慮した目標設定、家庭機能(調理、炊事、入浴、個別保育等)に配慮された計画が作成され、月ごとに院長へ報告しています。 ・養育の一貫性・個への援助を図るため、全職員が所属する保育、公報、医療等の委員会、月1回のケース会議及び職員会議を行い、全体的な保育計画・目標を上げ検討されております。ケース会議・職員会議の内容は、全体緊急連絡(ライン)に流され、会議に参加できなかった職員への周知努力をしています。 ・職員の個人面談を年2回実施され、定期的な第三評価基準に基づく自己評価と受審をし、養育・支援の質の向上に向けて取り組んでいます。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価結果及び自己評価結果を職員会議等で周知し共有化が図られています。いつも「何を優先して取り組むべきかを」職員の参画のもと、各種委員会で協議され見直し改善が行われています。また、単年度では、解決できない課題は中・長期計画の中で改善計 		

画が策定されています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・院長より入所処遇の問題点等、乳児院運営基本方針の情報、注意事項について職員に説明されています。管理規定において職責と職務分担を明確化し、自分の役割と責任を会議等で表明し周知が図られています。・防災マニュアルを策定し職員の防災教育による防災意識の啓発等実施し、院長不在時の権限委任等明確になっています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉施設経営者協議会に所属し、研修会や勉強会に積極的に参加し、遵守すべき法令等を正しく理解、法令改正等職員に会議や研修などで周知するように努めています。・施設最低基準改正に伴う「虐待等の禁止」・「秘密保持義務」・「苦情解決」や「子どもたちの権利擁護」・「児童福祉法改正」に伴う今後の施設展開等職員の教育、研修の充実を図り専門性の向上に努めています。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・院長は、職員の目標や施設の養育・支援の質に関する課題を把握し、職員のステップアップのため研修に参加させ、職員の資質向上に努め子どもにとって適切な養育・支援が提供できるように努めています。・各種委員会(保育・医療・給食・感染症・広報等)で課題を明確にして院長に報告し課題を共有されています。又、利用者サイドの視点に立って、現場の職員が検討し課題解決を行い、日々のサービスに折り込み、職員が専門職として資質向上を目指していけるように努めています。		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を を 発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が所属する各種委員会活動は、「子どもたちの最善の利益のために」という理念の下に各職員が専門職として資質向上を目指しながら、各委員会の発展強化を図られています。各委員会全範囲においてマニュアルの見直しを行い、職員全体で効果的な施設運営を目指しています。 ・個人面談や日時的な業務内容を話し、職員の希望や意見を聞きながら、働きやすい体制づくりや職員が自らスキルを高められる環境作りに努めています。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、双葉保育園との合築による全面建て替えにより、家庭的養育環境(5ユニット各6名)の整備が行われ、建築工事終了は2020年度中の予定となっています。施設の小規模化と養育の家庭的環境準備段階として常に1.3:1以上の職員確保を目指し、人員体制、職員の育成と人材確保を計画的に進め、又、人事労務管理講習、人事管理研修に参加され体制整備に努めています。 ・職員配置加算として、家庭支援相談員2名を配置する等、人員体制の充実に努めています。内1名はソーシャルワーカーとして社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得等専門取得のために組織的な支援が行われ、福祉人材の確保や育成に努めています。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「期待する職員像等」明示されておりませんが、理念「RIST」・基本方針や子どもの人権擁護チェックリスト等、職員に求める専門性と期待する職員のあり方を読み取ることができます。 ・管理規定、就業規則、給与規則等の人事基準が整備されています。職員の専門性や能力、成果や貢献度等の評価基準を職員の意見、希望の確認を行い、その上で人事考課等総合的な人事管理の運営が期待されます。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院長は、「風通しの良い職場」を目指し、働きやすい職場環境づくりに配慮しています。 ・労務管理体制の規定も整備され、有給休暇の取得状況や時間外のデータも個人別に記録され職員の就業状況を把握されています。職員の家族状況(介護や子ども等)を踏まえた勤務時間や職員の希望休日や週休2日の取得、年末年始休暇取得を3か月に延長され、仕事と生活の両立に配慮された働きやすい職場づくりに努めています。 ・相談窓口は、設置されておりません。職員の悩み相談は、随時受け付けられ院長、副院長、主任、心理職員の方が対応し心理的サポートを行っています。 ・インフルエンザ等の各種ワクチン接種や定期健康診断、腰痛予防等職員の健康管理に努めています。 		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院長は、職員の履歴一覧を確認しながら、年に2回(夏場と冬場)職員と個人面談を行い、乳児院での課題や職員の思い等を話し合い、助言や支援を行い、職員一人ひとりの育成に努めています。 ・全面改築により家庭的環境の整備により、小規模ユニットでの養育となります。ユニットそれぞれの具体的な目標を設定し、養育・支援が行われる事を目標にしています。 ・今後、「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの具体的な目標設定(項目、水準、期限)、例えば個人の目標管理シート等の作成が実施され、進捗状況や目標達成の確認が期待されます。 		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修委員が年間研修計画の作成を行い、職員研修履歴を確認しながら各種研修への参加が行われています。養育・支援の質の向上に向けて・全職員の養育理念(ケアの在り方)の統一・専門性獲得のための人材の課題に取り組み「乳児院体系」を意識した研修会への参加と研修内容の共有がきょうかされ行われています。又、看護師の養護協議会看護師連絡部会の活用と医療的専門研修を継続されています。 ・基本方針や計画の中に「期待する職員像」が明示されていませんが、今後、職員一人ひとりの熊本乳児院における「職員像」を明示する計画があります。 ・研修計画は策定され、研修報告も行われております。今後、定期的な研修計画の評価と見直しが行われる事が期待されます。 		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修履歴により全職員の研修参加状況が把握されています。又、職員の経験、知識や技術、専門資格の取得状況等把握され個別的な人材育成が適切に行われています。外部研修の情報提供も行われ、職員が希望する研修は、年に1回程度参加できる体制を作られ専門取得のため組織的支援に努めています。 ・階層別研修や職種別、テーマ別研修の機会を確保し、講演会やそれぞれの経験を持っている職員の役割を職員間で学び合い自己研鑽に努めておられます。 ・外部研修は、復命を記入し研修内容を職員間で学ぶ機会を設けられ、職員会議や内部研修に参加できなかった職員には、LINE(ライン)で記録を配信して資質の向上に努めています。 		
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生受入れマニュアルが作成され、積極的に実習生・ボランティアの受け入れを行っています。受け入れ時におけるオリエンテーション用マニュアルも整備され乳児院の現状やディリープログラム、乳児院の人員配置、取り組み等が記載されており、現場には実習日程表を掲示し職員が共有しながら実習生への指導が行われています。 ・実習生やボランティアの方からの指摘は宝物として受け入れ、実習終了後は、実習生に良かった事・悪かった事・疑問点等を書いてもらい職員に周知し、問題点を改善しながら養育・支援の向上に努めています。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針、施設の事業や財務等の情報はホームページ等で公開し、パンフレットや広報誌「熊乳ース」を年に2回作成され、関係機関や市内の保育園、社会福祉協議会、保護者等に配布し情報提供を行っています。 ・第三者評価を受診し評価結果をホームページに公表し改善の努力をしています。又、苦情解決体制もマニュアル化し第三者委員が設置されており、苦情、相談内容も記録し公表しています。 ・法人として校区の運営委員会に所属し年2回(8月と12月)の会議の中で乳児院の情報を報告し、地域のニーズに応じて乳児院の持っているハード・ソフト面を提供し、連携しながら、地域への理解を深める努力をしています。 		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理規定、経理規定により権限と責任が明確にしています。会計事務所より毎月定期的に事務、経理、取引等について確認に来られ指導、アドバイスを受けられ施設経営、運営の改善に努めています。内部監査を年2回実施され内部監査結果報告書を作成しています。 ・今後、定期的な外部監査の活用が行われ、更なる経営改善が行われる事が期待されます。 		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との関係は、「地域社会との連携」・「対地域との新たな取り組み」の中に明記されています。 ・子供と地域の交流を広げる活動は、周辺地域の小学校や法人保育園での夏祭り「ワイワイ祭り」「運動会」への参加等の取り組みが行われています。 		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れに対する基本姿勢は、「実習ボランティアオリエンテーションマニュアル」に申し込み手続き、事前説明、個人情報の守秘義務の誓約書等明記されています。 ・地域の短大生の乳幼児保育の実習を受け入れており、地域の学校教育への協力が行われています。 ・里親ボランティアの「抱っこボランティア」の受け入れは年間約122件実施され、交流を深める働きが行われています。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の必要な関係機関との連携や連絡方法等は、子どもたちの状況に合わせて、児童相談所、保健センター、市町村役場の保健士、地域の学校、医療機関等と連携が行われており、対応出来る様に必要な情報を明示しています。 		

<ul style="list-style-type: none"> 職員間での関係機関の情報の共有は、電子のラインと緊急連絡経路の一覧表（消防・警察・病院等）で確認出来ます。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 地域運営会議、民生委員会等へ参加して、地域の福祉ニーズの把握に努めています。 地域の民生委員、福祉事業所（障害・老人）、病院関係職員の会議（11日会）が年3回あり、具体的なニーズの把握に努めています。 相談先の電話を書いたカードを、市内各所に置いています。 夏祭りのコーナーに「福祉相談窓口」を開設しています。 		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> <ul style="list-style-type: none"> 「赤ちゃん教室」・地域のお母さん達に「ミルクの作り方、沐浴、おむつ交換、手遊び、読み聞かせ、病気や怪我の対応、愛着について等」看護師、心理士、栄養士、保育士等職員が担当して教室を開く支援活動が行われています。 「生計困難者レスキュー事業」・借金や生計困難者等の悩みや生活課題に対応する相談支援の充実に努めています。生活資金貸し出しを行い、次のステップへつなげています。実績は6件です。 「産前、産後母子支援事業」・電話相談は、令和元年4月～12月迄444件（新規・継続の総計）あり、窓口相談も年間約10件行われています。内容は、思いがけない妊娠や産後の養育についての悩み「配偶者が手伝ってくれない」等です。 「里親研修サロン」・里親へのカウンセリング、グループワーク、里親同士の交流等里親支援専門員主催で毎年1回おこなわれています。 		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> <p>施設の理念に「利用者本位」「質の向上」「地域還元」を掲げて子どもたちの養育、支援について明示しています。</p>		

<p>・養育に関する基本姿勢は、全社協の「倫理綱領」を策定しています。</p> <p>職員に対しては、子どもを尊重した養育支援を実施できる様に「子どもの人権擁護チェックリスト」でこどもの呼び方、配慮や対応、体調の観察等項目別に、毎月一人ひとりが振り返って自己評価を行い、養育支援に活かされるように努めています。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの権利擁護に配慮した取り組みは「風通しの良い職場作り」を目指して、小さな気づきや職員間の意見交換がオープンにできるような環境作りに努めています。 ・虐待防止に向けた取り組みは「虐待防止マニュアル」が作成され、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待等起こった場合の対応については、通告義務や原因の分析、再発防止に向けての方法が明示されています。 ・不適切な言動の例を具体的に明示して、職員が支援に活かせるよう、子どもと向き合う姿勢の大切さを明記しています。 ・施設の全面改築に伴い、現在別の仮院舎で生活しています。来年完成予定でプライバシーが配慮された新施設が期待されます。 		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の見学は希望に合わせて対応しています。入所予定の保護者には個別に対応し、部屋の見学やパンフレットを渡して、乳児院での子どもたちの1日の生活、過ごし方等養育支援の内容を説明し、書面で承諾を得ています。 ・保護者への子どもたちの情報は2年前から、全児童の発達や成長の変化等、毎月保護者に直筆の手紙を出して子どもたちの様子を伝えています。保護者からは、面会時に「細かい子どもの成長や、変化が分かって嬉しい」という声や意見が、電話や面会の時間かれます。 		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の開始の説明は、ファミリーソーシャルワーカーや保育主任が説明し、保護者からの同意を書面で得ています。 ・意思決定が困難な保護者に対しては、親族の同伴や保健センターの保健師等一緒に説明されていますが、今後更に意思決定の困難な保護者に対して、適正な運用を図るための明確なルールや、様式の策定等が期待されます。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援内容の変更や他の施設への移行は、継続性に対応した「児童記録申し送り事項」・「引き取り及び委託変更時における申し送り事項チェック表」・「看護サマリー」等の引継ぎ文書で定めています。内容は、こどもの健康状態、予防接種記録、身体発達記録、食事アレルギー等です。 ・退所後の相談は、子どもの担当職員、家庭支援専門員を中心として相談に応じる事を文書で説明しています。 		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの満足の向上にむけての取り組みは、声かけや関わりを親密にする事、担当制を導入して愛着の形成や、3ヶ月迄は抱っこしてミルクを与える事等に努められています。 ・保護者からの意見は主に電話や面会時の聞き取りで行われ、内容は個人のファイルに記録され、職員は何時でも確認できるようになっています。 ・面会のない保護者には、家庭支援専門員が電話で子どもの報告を行っています。 ・今後満足の向上に向けての保護者の満足を、定期的に把握される取り組みが期待されます。 		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決体制は、苦情解決責任者（院長）、受付（主任）、第三者委員は（社会福祉士等2名）で構成されています。 ・保護者等からの意見、苦情は面会時の聞き取りが主で、その他「苦情受付書」での文書での対応も行われています。 ・苦情や意見内容はその都度、副院長、主任が対応し、保護者へもフィードバックしています。 ・今後内容に応じて、保護者等への配慮の上で、苦情の解決内容を公表する事が期待されます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談・意見・電話・面会は主に家庭支援専門員が対応し、児童相談所と連 		

<p>携を取りながら行っています。内容に応じて心理的なフォローが必要な時は心理士が対応を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には「いつでも困った時には連絡して下さい」と口頭で伝えていますが今後、保護者からの相談や意見が複数の方法で相手を自由に選ぶ事が出来る内容を説明した文書の作成が期待されます。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの電話や面会時の意見・相談は、家庭支援専門員が主に傾聴して対応を行っています。把握した意見、対応の内容は共有ホルダーの個人記録の中に記載され、担当職員（保育士）は、何時でも確認できる様になっています。 ・保護者からの相談内容により、話し合いが必要な時は職員会議の中で検討が行われています。 		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントはヒヤリハット、感染対策委員（保育士・看護師）を定めて担当職員を中心に体制の整備が行われています。 ・ヒヤリハット（打撲・噛みつき・切傷等）は報告書に記録され、毎月事例を収集して、月1回のケース会議、職員会議で報告されています。 ・今後更に安全確保、事故防止、改善方法の検討等職員の研修を深めて、再発防止に向けての取り組みが期待されます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の感染症の予防は感染対策委員会（看護師・保育士）が中心となり、体制が整備されています。「発生時対応マニュアル」を作成して、感染症の種類別に対応方法を明示しています。 ・感染症発生時の施設内の連絡体制は、対応組織図（フローチャート）で明らかにしています。 ・予防策に手洗いはペーパータオルを使用し、施設的环境、備品、使用物品等の清潔のための消毒や保持方法等を、具体的に示して感染予防に努めています。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の体制は「災害時対応マニュアル」を作成して、計画は防災委員会を中心に立てられています。 ・災害発生時の対応は、昼間と夜間体制や子ども、職員の安否確認、避難誘導等具体的に整備されています。 ・食料や備蓄品のリストを作成して、責任者を決めて管理が行われています。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援の標準的な実施方法は、月令、年令別に授乳、健康面、睡眠、排泄生、生活、遊び、運動等、子どもの状況に合った支援の方法や配慮、注意が必要な所など、具体的に明記して行われています。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な実施方法の必要な見直しは子どもの成長、変化に応じて毎月担当保育士が養育支援の評価を行い 反映できる様に施設で定められています。 ・今後乳児院マニュアルの標準的な実施方法について、定期的な検証、見直しが期待されます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画は、毎月生活記録に身体発育、精神発達、食事、ミルク等子ども一人ひとりの具体的なニーズが、記載されています。 ・保護者の意向は子どもの成長、状況の変化に応じて、家庭支援専門員が家庭復帰への考えを聞きながら、支援計画を立ててすすめられています。 ・支援困難なケースや個々のケースは、ケース会議で毎月検討され、養育支援に活かされています。 ・今後子どものニーズに合わせ、担当職員以外の様々な職種参加や関係職員の合議、保護者の意向と同意を含んだ総合的な視点での、アセスメントの手順の策定が期待されます。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援計画は子どもの成長や変化に応じて担当職員により毎月評価、見直しが行われています。 ・ 支援会議が年3回あり、家庭支援専門員、里親支援専門員、心理士、児童商談所職員等で検討を行い、養育、支援の質の向上に努めています。 		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの生活状況、身体状況は統一した様式で記録されています。 記録内容や書き方は見本とする例文を作り、新任職員は個別に指導担当職員を決めて、書き方に差異が生じない様に努めています。 ・ 施設内の情報は、連絡日誌やラインで共有する仕組みが整備されています。 		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの個人情報「個人情報保護ライン」を定めて、守秘義務や、個人情報の安全性の確保、情報提供制限等の規定を定めています。 ・ 記録管理については「文書取り扱い規定」を定め、文書の処理方法、文書保存基準等責任者（主任）を設置して、管理が行われています。 ・ 今後個人情報保護、記録の管理について、職員の教育、研修で理解を深める取り組みが期待されます。 		

内容評価基準（23項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
<p>A-1-(1) 子どもの権利擁護</p>		
A①	<p>A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a・c
<p><コメント></p> <p>全乳協策定の権利擁護に関する文書を、職員に周知説明しその理解に努めています。権利侵害の早期発見のためにボランティア・実習生の反省会を実施して、把握に努めています。</p>		

<p>す。また権利侵害を確認するために、防犯カメラ（全室及び建物外部）を活用し権利侵害の防止につなげています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本乳児院の方針として、「子ども達の幸せのために、良好な家庭的環境を整備し、子どもの権利の保障をし、丁寧なケアを行う」としています。 ・子どもの最善の利益を目指した養育についての共通理解には、「乳児院倫理綱領」を活用し、ケース会議・職員会議などで振り返りが行われています。 ・研修については、県内・外の研修への参加と共に、「熊本県における社会的養育の現状と推進計画」などの施設内研修が行われ、職員の専門性を高める取り組みとなっています。 ・具体的な職員の関りや姿勢についての振り返りは、「より適切な関わりをするためのチェックポイント」を活用し、毎月行われています。 		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>職員会議で、虐待は絶対に許さないという姿勢を示し、就業規則により懲戒することを明言しています。「感情的になって大声を出す」という場面も想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ（全室）を映し出し、事務室で監視し抑制しています。 ・緊急時対応マニュアルにより、まず事務長に連絡します。 ・「熊本乳児院虐待対応マニュアル」で「不適切なかかわり」について、その行為・内様を示し、養育者間での共通理解を促しています。 ・「子どもに苦痛な事は体罰」・「子どもの権利を侵害し心を傷つける行為は行わない」と、繰り返し研修が行われています。 ・多くの職員が、「コモンセンスペアレンティング」（児童虐待予防プログラム）の指導者養成講座を受講・資格取得し、援助技術の習得をしています。 ・「熊本乳児院虐待対応マニュアル」を整備し、虐待事例を示し防止に向けた取り組みを明記しています。又、虐待を起こした職員への処分に言及しています。 		

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>病院受診に追われる中、つねに養育者が傍にいるという体制が完全とは言えませんが、人員の確保に努められています。</p> <p>子どもが泣いたり、不安になって呼んだら、すぐ行くか、すぐ返事をするようにしてい</p>		

<p>ます。子どもは言ったことを理解する能力があるので、あやふやにせずに、理由を説明して「待っててね」と言うようにしています。(あやふやにすると泣き止まない)</p> <p>「笑顔が少ない」・「孤立している」様子の子どもには、毎日声掛け・スキンシップを密にして、特別の配慮をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって、特定の大人との「愛着関係」を築くことが、その後の心身の成長発達に欠かせないことから、入所から退所まで「担当養育制」をとり、授乳・食事などの介助や成長の記録は、可能な限り担当が行っています。 ・30名の乳幼児に対して、看護師・保育士25名が担当を持っています。 ・誕生日が近づくと、担当養育者と二人だけで出かけ、おもちゃやリュックサックなど、希望の「誕生プレゼント」を購入し、食事をするなど、特別な一日を過ごしています。 ・髪の毛の長い子には朝の忙しい時間でも、好みの髪型を聞いて、可愛く結んであげています。ゴムが外れた子には、面倒がらず結び直すなど、家庭的な対応が行われています。 ・夕食後などむずかる子どもを抱っこしたり、おんぶしたりして語りかけ、心地よい状態でいられるよう努めています。 		
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>現状は大舎制をとっているのですが、着眼点のいずれも十分とは言えませんが、仮院舎から歩いて20分のところにグループホームが2か所あり、それぞれ4、5名の子どもに養育者2名ずつが付いて、朝の集会后、途中公園で遊んだりしながら、毎日通っています。そこで夕方まで入浴・食事作り(ホットケーキ作り)・洗濯干し・絵本の読み聞かせ・遊び(粘土あそび)・昼寝等が行われ、夕方帰ってきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面改築が出来上がる2020年度以降は、改善の見込みです。 ・食堂ホールでは食後など、子ども達の好きな子供番組のビデオが流され、歓声を挙げながら、リズムよく体を動かしたり歌ったりし、養育者や他の子どもと、楽しく遊んでいます。 ・自分のものと言える玩具は、絵本や車(男児)、人形(女児)があり、クリアに帽子やリュックなど、子どもの希望を聞いて、購入しています。 		
A⑤	A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>常に努めてはいますが、タイミングよく気持ちを受けとめて対応できない場面があります。それは、①おむつ交換、②授乳、③トイレ支援に従事しているときです。他の子が泣いたりしてもすぐに応答できません。状況を子どもに説明し待ってもらっています。表現が十分できない子供は、気持ちのくみ取りが難しい面もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリに通う子どもが多く、週2回利用しています。公用車3台とタクシーを利用します。言語や体の動きは、小さい時ほど回復しやすい傾向があります。 ・子どもにとって、特定の大人との「愛着関係」を築くことが、その後の心身の成長発達 		

<p>に欠かせないことから、入所から退所まで「担当養育制」をとり、授乳・食事などの介助や成長の記録は、可能な限り担当が行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30名の乳幼児に対して、看護師・保育士25名が担当を持っています。 ・誕生日が近づくと、担当養育者と二人だけで出かけ、おもちゃやリュックサックなど、希望の「誕生プレゼント」を購入し、食事をするなど、特別な一日を過ごしています。 ・髪の毛の長い子には朝の忙しい時間でも、好みの髪型を聞いて、可愛く結んであげています。ゴムが外れた子には、面倒がらず結び直すなど、家庭的な対応が行われています。 ・夕食後などむずかる子どもを抱っこし、おんぶしたりして語りかけ、心地よい状態でいられるよう努めています。 		
A-2-(2) 食生活		
A⑥	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>完全実施には至っていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳は自立授乳を基本としています。授乳量は医師の指示に添い、発育・体重増加も併せて考えられています。 ・夜間帯など授乳時間が重なりやむを得ない時でも、月齢の小さい子・疾患を持っている子は、優先的にマニュアルに沿った対応を行っています。 ・「乳児院マニュアル養育について」で、月齢ごとの授乳についての実施方法が記述されていますが、「一人飲み」についてさらに工夫されることが望まれます。 		
A⑦	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	⑦ ・b・c
<p><コメント></p> <p>言語聴覚士による指導を月一回受けながら、子どもに合わせた進め方に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵黄から始め、野菜ペーストに進みます。出汁は昆布とカツオから取り、薄味です。 ・噛む力の工夫は、キュウリ・ニンジン・大根などをスティック状にします。豆類は軟らかく湯がきます。スルメであごの力がついた例もあります。 ・委託一時保護の場合で、データがない場合は、月齢に合った基準で様子を見て、段階を上げて行きます。 ・入所の際可能であれば、「入所時間診表」・「病気等疾患に係わる入所児情報」により、入所までの経過や発育、発達状況等を把握し（又そうでない場合も）一人ひとりに合わせて、離乳を進めています。 ・「乳児院養育マニュアル7 食事・厨房について」で離乳食の進め方・与え方などを明示しています。 		
A⑧	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント></p>		

<p>朝食と昼食の間隔が適切と言えない場合があります。朝食 8 時、昼食 11 時、おやつ 2 時、夕食 5 時になっています。朝食と昼食の間が短いですが、間に活動時間が入るのでお腹は空かしています。おやつは、ケーキ・クッキー・牛乳寒天・ミルク餅などです。勤務体制の工夫が期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児は発達に合ったベビーチェアに、マット等で姿勢の調整をして、ゆったりと食事介助が行われています。 ・幼児は殆どが、二人掛けのテーブル付きの椅子で、食べやすい食器・スプーンなどを使って食べています。合築後には、より食べやすい机・椅子の導入を考えているとの事です。 ・食前には手をお絞りで拭き、「手ピカジェル」で消毒が行われています。 ・歯磨きは朝食後行い、検診で指示があった幼児は、夕食後も行っています。 ・小規模グループでの食事は、養育者も一緒にテーブルを囲み、家庭的な雰囲気で行われています。 ・毎月 19 日を食育の日として、だご汁・タイピーエン・高菜ご飯等を用意しています。誕生日には「誕生日プレート」が出され、正月・節分・ひな祭り・子どもの日・七夕・夏祭り・運動会・クリスマス会・大晦日など行事に合わせて「行事食」が、提供されています。 		
A⑨	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立はカロリーと栄養バランスを考えた献立が、栄養士により計画され、毎日 10 時には、季節の果物を絞ったジュースなどが提供されています。 ・行事食への取り組みや、小規模グループケアでは、子どもが自ら、ホットケーキやおにぎりを作ったりしています。 ・かむ力を養うための調理方法の工夫など、食の取り組みについて、栄養士・調理担当者・養育者が、毎月、「給食委員会」を開催し話し合っています。丸呑み傾向がある子に対する指導法・口に水分だけ残る子についてなど、具体的な例について話し合われています。 ・食物アレルギーは現在、たまごのアレルギーを持つ子供がいますが、医師の指示に従い、体調を見ながら少量ずつ増やして慣らしています。 ・「緊急時対応のフローチャート」を整備し、初期対応・応援体制・症状レベルによる対応などを明示しています。 		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑩	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育形態により、衣類の完全個別化は図られていません。 ・晴れた日は、ジャンパーなどのたくさんの上着を洗って、外で干しています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達は一日3~4回着替えをしており、衣類は着脱しやすく、吸湿性・通気性に優れた木綿の物が多く使用されています。 ・小規模グループでは、衣類は個別化して記名し、個人別に収納されています。仮院舎では一部は共用されていますが、合築後ユニット制になった後は、個別化をすることになっています。 ・室内の温度・湿度は、壁に設置している時計が常に感知して表示しており、適宜加湿器・エアコンで調節し、快適に保っています。それぞれの食堂には、床暖房が入りフローリングでも心地よく過ごせます。 		
A⑪	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>仮院舎のため、個々への具体的な配慮は十分ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠時には、全乳幼児に15分毎の安全観察をし、咳をした、泣いたなどの様子も、日誌に書き込んでいます。 ・1歳迄の乳児と、配慮の必要な子どもについて、ベッド臥床の際には「ベビーセンサー」装置を設置しています。 ・入眠時には、抱っこ・おんぶをし、軽くトントンする・子守唄を歌う・オルゴールの曲などを流す等、入眠しやすい配慮をし、睡眠中の発汗・水分補給などにも気を配っています。 		
A⑫	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児1人ひとりの健康状態・皮膚状態に注意を払い、毎日、沐浴・入浴が行われています。発熱時は37.4℃迄は、入浴します。 ・乳児用浴槽は、仮院舎では2槽用意し、幼児は家庭用浴槽で入浴しています。一枚ずつの清潔なタオル・バスタオル、入浴用おもちゃが用意され、子ども達は大喜びで浴室に向かいます。 ・小規模グループでは、「くまもん」「ひごまる」のグループ毎に、養育者と一緒に入浴が行われています。担当養育者が男性の場合は、優先的に入浴介助に当たっています。 		
A⑬	A-2-(3)-① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「養育についてのマニュアル」で、おむつ交換のたびに、スキンシップを心掛け、言葉掛けしながら行うとしています。 ・マニュアルには「シートの上で」とありますが、畳みや床の上で、直接行われています。 ・おおよそ1歳6か月ごろから、おむつが濡れてない起床時、食事後、外出前後など 		

<p>に、出ていないことを誉めるなどしてトイレ誘導し、便座に座る興味や意欲が持てるようにしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のトイレには、男児用小トイレがない事から、2歳後半からの男児は、踏み台を使って便座を上げて、立っての使用を指導しています。 		
A⑭	A-2-(3)-① 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>仮院舎のため、玩具を自由に出し入れできる環境にありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮院舎では収納場所が不足、玩具の個別化は出来ていませんが、「小規模グループ」では、収納場所・玩具に記名し、自分の物で遊ぶ満足感を持って、遊んでいます。 ・天候が良ければ毎日、避難車・乳母車などに乗り、歩ける子どもは手をつないで、散歩を行っています。 ・近くのJRの踏切の警報音や、その後通過する白銀や赤色の電車を、窓越しに見て喜んでいます。 ・小規模グループ施設まで、仮院舎から20分ほど歩いて通っています。 		
A-2-(4) 健康		
A⑮	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	⑭ ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院には、常勤・非常勤含め看護師8名が在籍しており、当日勤務の看護師が、個人別の「検温一覧表」に検温・排便・投薬・入浴・受診などに付いて、一覧できるよう記入しています。 ・定期検診は、かかりつけの小児科クリニックにより、1・10月の年2回行われ、歯科検診は年1回行われています。予防接種は適切に行われています。他に耳鼻科2カ所、皮膚科2カ所に受診する子がいます。 		
A⑯	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	⑮ ・b・c
<p><コメント></p> <p>嘱託医は当然ながら、近くの地域医療センター・熊大附属病院と常に連携しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬を間違えないように、病院によっては薬を小分けして名前が印刷してあります。薬ケースが個人ごとであり、時間ごとに区切られています。量や時間を間違えないように気を付けています。体調の変化があった場合、提携病院では当番医が対応してくれます。 ・病弱・虚弱児の健康管理は、「看護日誌」に、当日の往診の有無・医療機関への受診などを記録しています。 ・リハビリが必要な子どもたちには、医療機関から発行された「支援プログラム」を基に 		

<p>行われ、「リハビリ記録」が残されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の通院の他、夜間など緊急時には、地域医療センターとも連携しています。 ・受診の際間違いのないように「医療ファイル」を個人別に作成し、表紙に病名と医療機関名を、大きく記入しています。 		
<p>A-2-(5) 心理的ケア</p>		
A⑰	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・待つのが苦手で、待ちきれずに泣く子どもには、気持ちを落ち着かせます。 ・少人数でかかると、子どもは落ち着く場合があります。 ・普段はおしゃべりな子どもでも、トイレなどしたい事が言えずにもじもじする場合があります。 ・保護者の悩み（養育スキル・愛着）を聞いて、経済的なことは行政につなぎます。 ・面会は毎日複数あっています。 ・すくすく便りで月1回、生活の様子を伝えています。 ・認定心理士を置き、子どもと保護者に対する支援が行われています。実際に子どもと遊び、K式発達検査・KIDS・円城寺式乳幼児検査を実施し、子どもの育ち・親の育ちの把握、養育担当者などへの聞き取りなどを基に、「観察記録」を作成し支援が行われています。 ・月1回、フリーの言語聴覚士が来院し、数人の子どもの言葉の発達について、咀嚼について、観察・支援を行っています。 ・県外から来院した研究者により、乳児院在籍の生後半年程の子どもと、担当養育者との「愛着関係」の育ちを、今後継続して観察・記録していく取り組みが進行中です。 ・県や市との支援会議が月2回あって、子どもの状態・保護者の希望・今後の支援計画について、意見や情報交換しています。 ・大学の先生によるコンサルテーション（①職員同士の関わり、②自分だけの視点で見ない、③お互いに思いやり）を受け、心理職と養育担当者の連携が図られ、適切な援助が行われる態勢が整えられています。 		
<p>A-2-(6) 親子関係の再構築支援等</p>		
A⑱	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉒・b・c
<p><コメント></p> <p>F S W（家庭支援専門相談員）には保育士2人が従事しており、うち1名は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得し、より適切なソーシャルワークが可能となるよう体制構築に努めています。</p> <p>保護者には、養育スキルや愛着への不安がありますが、毎日2組程度面会があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状況を伝え、気を付ける点を伝えています・ ・預けていることで愛着関係に不安がある場合は、かかわりの大切さを伝えています。 		

A⑱	A-2-(6)-② 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員は、「家庭復帰支援計画」のプログラムを作成し、入所理由・支援計画・支援内容・評価などが記録されています。 ・子ども自身の情報・家庭に関する情報を収集し、主任、担当養育者、各専門相談員それぞれの立場からアセスメントを行っています。 ・子どもと家族の関係調整について、児童相談所との協議は年3回行われ、担当養育者の意見は予め聞いた上で、家庭支援専門員・里親支援員・心理士で行われています。 ・面会・外出・一時帰宅は計画的に設定されています。不適切な関りが懸念される場合は、出掛けるとき、帰った後に全身のチェックを行っています。 ・虐待が疑われる場合の退所は、保育園入園を前提にしており、保育園入園後には、園からの連絡を依頼し、児相と連携の上定期的に、家庭訪問を実施しています。 ・里親希望者には、里親ボランティアとして、乳児院内で育児の実際を体験する支援が行われています。この4年間に19名の子どもが、里親に引き取られています。 		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑳	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・院での生活は、自立支援計画に記録され、家庭復帰計画書で実施され、結果と評価も記録されます。 ・ならし保育で親子との時間を伸ばしてゆき、1週間までできるようになります。 ・退所後も家庭訪問を実施しています。 ・期限なしに、「いつでも相談して下さい」と伝え、育児の悩みや熱発した時の対応・相談に応じています。 ・家庭復帰できる割合が増えつつあり、6割程度です。 		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A㉑	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>平成24年度から里親支援専門相談員を配置し、継続的な支援に努めています。現在は、FCP=フォスタリングチェンジ・プログラム（里親のためのトレーニングプログラム）のファシリテーター（円滑に進むよう支援する役割）として、副施設長が平成28年度から、他機関の職員2名と協働して実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レスパイト・ケア（里親家庭が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、他の里親、乳児院、児童養護施設などを活用して子どもを預けること）が、実施されています。 		

<p>○子どもがいた場所で安心、○懐かないのではないかという不安があった、○喜んで抱き付いてきたのでうれしかった、等の声があります。</p>		
<p>A-2-(9) 一時保護委託への対応</p>		
A㉔	<p>A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>もともと一時保護委託をきっかけに入所するので、体制は整っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本乳児院マニュアルの1ページに「一時保護入所の場合」の中に、緊急の場合も記述があります。入所定員に余裕があれば受け入れています。 ・毎月一人程度ずつ、受け入れがあります。 ・アレルギーのデータが得られない場合は、卵の白身・魚の白身から始めます。 		
A㉕	<p>A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急一時保護受け入れに特化したマニュアルは整備されていませんが、受け入れの流れは原則おなじであると認識されています。緊急の場合はその児童の身体状況等について把握できていない場合もあり、当初対応としては隔離に近い形になっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児室に受け入れ、囑託医に新乳児検診を受け、別個に支援しています。1か月検診後に一般の部屋に合流します。 ・母子手帳などが手元にない時も、手順に従って受け入れています。 ・入所者が一杯の場合、受け入れが出来ない時もあります。 		